

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 道路の区域変更【建設局道路部管理課】 2
- 道路の供用開始【建設局道路部管理課】 3
- 道路の区域変更【建設局道路部管理課】 4
- 道路の供用開始【建設局道路部管理課】 5
- 道路の区域決定【建設局道路部管理課】 6
- 道路の区域変更【建設局道路部管理課】 9
- 道路の供用開始【建設局道路部管理課】 32
- 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出（2件）【市民文化スポーツ局地域・人づくり部地域振興課】 39

◇ 公 告

- 請負契約に係る一般競争入札の公告【技術監理局契約部契約課】 41
- 道路の廃止【建築都市局指導部建築審査課】 42

◇ 上下水道局

- 請負契約に係る一般競争入札の公告（5件）【上下水道局総務経営部総務課】 43

北九州市告示第439号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和4年12月7日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 国道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員(m)	延長(m)
199	199号	前	北九州市門司区西海岸一丁目4番10地先から 北九州市八幡西区美吉野町1167番7地先まで	5.3 ～ 85.5	46,838.5
		後	北九州市門司区西海岸一丁目4番10地先から 北九州市八幡西区美吉野町1167番7地先まで	5.3 ～ 85.5	46,849.7

北九州市告示第440号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり令和4年12月7日から道路の供用を開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和4年12月7日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間
199	199号	北九州市門司区西海岸一丁目4番10地先から 北九州市八幡西区美吉野町1167番7地先まで

北九州市告示第441号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和4年12月7日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 県道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
7 1	新門司 港大里 線	前	北九州市門司区大字恒見1 308番4地先から 北九州市門司区大里本町二 丁目3417番地先まで	4.2 ～ 50.4	11,388.0
		後	北九州市門司区大字恒見1 308番4地先から 北九州市門司区大里本町三 丁目3412番2地先まで	4.2 ～ 50.4	11,382.3
5 0	八幡戸 畑線	前	北九州市八幡東区前田三丁 目37番地先から 北九州市戸畑区幸町213 番地先まで	16.4 ～ 96.3	7,057.8
		後	北九州市八幡東区前田三丁 目37番地先から 北九州市戸畑区幸町11番 地先まで	16.4 ～ 96.3	7,057.2

北九州市告示第442号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり令和4年12月7日から道路の供用を開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和4年12月7日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間
71	新門司港 大里線	北九州市門司区大字恒見1308番4地先から 北九州市門司区大里本町三丁目3412番2地先 まで

北九州市告示第443号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を決定する。

その関係図面は、この告示の日から2週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和4年12月7日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	区域決定の区間	幅員 (m)	延長 (m)
1005	青葉台 5号線	門司区青葉台4番6地先から 門司区青葉台1番5地先まで	3.4 ～ 6.2	56.7
3992	湯川1 5号線	小倉南区湯川三丁目201番 17地先から 小倉南区湯川三丁目198番 6地先まで	0.7 ～ 6.0	104.2
3993	湯川1 6号線	小倉南区湯川三丁目214番 4地先から 小倉南区湯川三丁目204番 9地先まで	1.2 ～ 6.1	191.9
6313	朽網西 59号 線	小倉南区朽網西五丁目190 5番24地先から 小倉南区朽網西五丁目190 5番20地先まで	6.0	53.9
6320	湯川6 8号線	小倉南区湯川三丁目206番 7地先から 小倉南区湯川三丁目200番 11地先まで	6.0	34.4
6321	湯川6 9号線	小倉南区湯川三丁目200番 8地先から	6.0	21.1

		小倉南区湯川三丁目196番 34地先まで		
6326	蛭田若 園52 号線	小倉南区蛭田若園三丁目74 3番18地先から 小倉南区蛭田若園三丁目73 9番33地先まで	6.0 ～ 6.9	101.4
6327	蛭田若 園53 号線	小倉南区蛭田若園三丁目74 3番21地先から 小倉南区蛭田若園三丁目74 3番33地先まで	6.0 ～ 6.1	116.8
6341	東貫2 6号線	小倉南区東貫二丁目3553 番23地先から 小倉南区東貫二丁目3553 番17地先まで	6.0	41.6
5574	洞北町 9号線	八幡西区洞北町1番36地先 から 八幡西区洞北町1番28地先 まで	9.9 ～ 10.9	540.3
5866	洞北町 13号 線	八幡西区本城五丁目2320 番1地先から 八幡西区本城五丁目2番4地 先まで	5.5 ～ 6.5	514.7
7040	南王子 町15 号線	八幡西区南王子町4番44地 先から 八幡西区南王子町4番46地 先まで	5.0	43.3
1891	中原東 40号 線	戸畑区中原東二丁目10番5 5地先から 戸畑区中原東二丁目10番4 5地先まで	6.0	108.8
1894	千防3 6号線	戸畑区千防三丁目5189番 1地先から	5.0 ～	95.8

		戸畑区千防三丁目 1 1 4 番地 先まで	5.4	
1 8 9 5	千防 3 7 号線	戸畑区千防三丁目 5 2 5 8 番 1 地先から 戸畑区千防二丁目 5 6 1 3 番 1 地先まで	5.3 ～ 9.2	243.5
1 8 9 6	千防 3 8 号線	戸畑区千防三丁目 5 3 1 0 番 1 地先から 戸畑区千防三丁目 5 2 5 3 番 1 地先まで	5.4 ～ 5.5	75.5
1 8 9 7	新池 3 3 号線	戸畑区新池三丁目 5 3 0 6 番 1 地先から 戸畑区新池三丁目 5 2 4 9 番 2 地先まで	5.5 ～ 5.7	75.7

北九州市告示第444号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和4年12月7日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
1002	青葉台 2号線	前	門司区光町一丁目204番 4地先から 門司区青葉台6番4地先ま で	5.1 ～ 16.3	770.8
		後	門司区光町一丁目204番 4地先から 門司区青葉台6番4地先ま で	5.1 ～ 8.0	770.5
1003	青葉台 3号線	前	門司区青葉台2番1地先か ら 門司区上藤松三丁目山ノ田 橋まで	5.8 ～ 16.6	504.7
		後	門司区青葉台3番4地先か ら 門司区上藤松三丁目山ノ田 橋まで	5.8 ～ 7.6	504.4
1005	青葉台 5号線	前	門司区青葉台4番1地先か ら 門司区青葉台4番1地先ま で	4.1 ～ 6.0	18.0

		後	門司区青葉台 4 番 6 地先から 門司区青葉台 1 番 5 地先まで	3.4 ～ 6.2	56.7
1 0 1 0	青葉台 1 0 号 線	前	門司区青葉台 4 番 6 地先から 門司区青葉台 4 番 1 3 地先まで	3.8 ～ 7.1	113.2
		後	門司区青葉台 4 番 1 2 地先から 門司区青葉台 4 番 1 3 地先まで	3.5 ～ 4.2	112.0
2 1 5 6	大里本 町 2 5 号線	前	門司区大里本町二丁目 3 5 0 5 番 1 地先から 門司区大里本町二丁目 3 4 9 9 番 4 地先まで	2.5 ～ 3.3	108.4
		後	門司区大里本町二丁目 6 4 2 9 番地先から 門司区大里本町二丁目 3 4 9 9 番 4 地先まで	2.5 ～ 3.2	107.5
2 1 5 7	大里本 町 2 6 号線	前	門司区大里本町二丁目 3 4 8 3 番地先から 門司区大里本町二丁目 3 4 9 1 番 2 地先まで	1.2 ～ 2.8	41.5
		後	門司区大里本町二丁目 3 4 8 3 番 1 地先から 門司区大里本町二丁目 3 4 9 1 番 2 地先まで	1.2 ～ 1.3	41.5
2 1 5 8	大里本 町 2 7 号線	前	門司区大里本町二丁目 3 4 1 7 番地先から 門司区大里本町二丁目 3 4 8 0 番地先まで	1.1 ～ 6.0	50.4

		後	門司区大里本町二丁目34 17番1地先から 門司区大里本町二丁目34 80番2地先まで	1.1 ～ 5.3	47.6
2159	大里本 町28 号線	前	門司区大里本町三丁目33 89番2地先から 門司区大里本町三丁目34 12番地先まで	2.9	42.6
		後	門司区大里本町三丁目33 89番2地先から 門司区大里本町三丁目34 12番1地先まで	2.7 ～ 2.8	42.0
2164	大里本 町33 号線	前	門司区大里本町三丁目33 66番1地先から 門司区大里本町三丁目33 28番1地先まで	2.2 ～ 4.5	68.7
		後	門司区大里本町三丁目33 66番1地先から 門司区大里本町三丁目33 28番6地先まで	2.7 ～ 4.5	68.3
2771	大里本 町43 号線	前	門司区大里本町三丁目34 13番1地先から 門司区大里本町三丁目6番 102地先まで	5.2 ～ 9.9	280.8
		後	門司区大里本町三丁目34 13番1地先から 門司区大里本町三丁目6番 102地先まで	5.1 ～ 13.1	281.6
3202	大里本 町52 号線	前	門司区中町3338番6地 先から 門司区大里本町三丁目33 77番3地先まで	9.0 ～ 9.5	277.8

		後	門司区中町 3 3 3 8 番 6 地 先から 門司区大里本町三丁目 6 番 1 0 4 地先まで	8.9 ～ 9.5	275.9
3 2 0 3	大里本 町 5 3 号線	前	門司区大里本町三丁目 3 3 7 8 番 1 の 1 地先から 門司区大里本町三丁目 3 3 7 8 番 1 の 2 地先まで	3.5 ～ 4.0	41.6
		後	門司区大里本町三丁目 1 1 番 1 0 1 地先から 門司区大里本町三丁目 3 3 7 8 番 2 地先まで	3.5 ～ 4.0	41.8
5 3 6	愛宕中 井口 1 号線	前	小倉北区愛宕一丁目 2 3 0 6 番 1 1 地先から 小倉北区中井口 1 0 番 4 地 先まで	4.8 ～ 26.7	1,838.7
		後	小倉北区愛宕一丁目 2 3 0 6 番 1 1 地先から 小倉北区中井口 1 0 番 4 地 先まで	19.3 ～ 26.7	1,843.4
7 3 9	中井口 中井 1 号線	前	小倉北区中井口 2 番 1 地先 から 小倉北区中井一丁目 2 8 番 3 地先まで	5.8 ～ 8.7	521.0
		後	小倉北区中井口 2 番 1 地先 から 小倉北区中井一丁目 2 8 番 3 地先まで	5.8 ～ 8.8	521.4
1 3 2 7	大手町 1 号線	前	小倉北区大手町 2 0 番 1 地 先から 小倉北区大手町 1 4 番 3 地 先まで	3.2 ～ 23.0	486.8

		後	小倉北区大手町 20 番 1 地 先から 小倉北区大手町 14 番 3 地 先まで	3.2 ～ 23.0	486.9
1 3 2 9	大手町 3 号線	前	小倉北区大手町 22 番 1 地 先から 小倉北区大手町 20 番 3 地 先まで	11.9 ～ 12.0	213.7
		後	小倉北区大手町 22 番 1 地 先から 小倉北区大手町 20 番 3 地 先まで	11.9 ～ 12.0	213.7
2 6 2 8	中井口 1 号線	前	小倉北区中井口 1338 番 9 地先から 小倉北区中井口 2840 番 2 地先まで	3.9 ～ 7.9	114.5
		後	小倉北区中井口 1338 番 9 地先から 小倉北区中井口 2836 番 10 地先まで	3.9 ～ 5.0	96.5
2 6 2 9	中井口 2 号線	前	小倉北区中井口 10 番 4 地 先から 小倉北区中井口 10 番 13 地先まで	5.5 ～ 6.0	105.9
		後	小倉北区中井口 10 番 4 地 先から 小倉北区中井口 10 番 13 地先まで	5.5 ～ 6.7	106.2
2 6 3 0	中井口 3 号線	前	小倉北区中井口 10 番 5 地 先から 小倉北区中井口 9 番 10 地 先まで	6.0	80.1

		後	小倉北区中井口10番5地先から 小倉北区中井口9番10地先まで	6.0	78.8
2632	中井口5号線	前	小倉北区中井口9番1地先から 小倉北区中井口6番3地先まで	5.8 ～ 7.1	97.3
		後	小倉北区中井口9番1地先から 小倉北区中井口6番3地先まで	5.8 ～ 7.1	97.0
2636	中井口9号線	前	小倉北区中井口8番1地先から 小倉北区中井口2番23地先まで	4.0 ～ 4.1	71.3
		後	小倉北区中井口8番1地先から 小倉北区中井口2番23地先まで	3.9 ～ 4.1	68.5
2638	中井口11号線	前	小倉北区中井口1322番3地先から 小倉北区中井浜1356番地先まで	1.8 ～ 6.9	248.5
		後	小倉北区中井口1355番2地先から 小倉北区中井浜1356番地先まで	1.8 ～ 5.5	237.4
2999	日明45号線	前	小倉北区日明五丁目2749番3地先から 小倉北区日明五丁目2730番6地先まで	2.4 ～ 5.1	52.2

		後	小倉北区日明五丁目 2 7 4 9 番 3 地先から 小倉北区日明五丁目 2 7 3 0 番 4 地先まで	2.3 ～ 4.5	36.9
3 0 2 7	中井口 1 3 号 線	前	小倉北区中井口 1 3 2 4 番 1 地先から 小倉北区中井浜 3 0 番 9 地 先まで	2.3 ～ 3.8	90.1
		後	小倉北区中井口 1 3 2 4 番 1 地先から 小倉北区中井浜 3 0 番 9 地 先まで	1.5 ～ 2.6	89.5
7 3 6	蛭田若 園横代 北町 1 号線	前	小倉南区蛭田若園三丁目 5 2 2 番 1 地先から 小倉南区横代北町二丁目 8 6 0 番 2 地先まで	4.3 ～ 10.5	826.1
		後	小倉南区蛭田若園三丁目 5 2 2 番 1 地先から 小倉南区横代北町二丁目 8 6 0 番 2 地先まで	4.3 ～ 10.5	826.0
3 2 0 9	蛭田若 園 2 号 線	前	小倉南区蛭田若園三丁目 7 5 7 番 2 地先から 小倉南区蛭田若園三丁目 7 4 9 番 1 地先まで	2.7 ～ 3.3	98.8
		後	小倉南区蛭田若園三丁目 7 5 0 番 1 地先から 小倉南区蛭田若園三丁目 7 4 3 番 2 8 地先まで	2.9 ～ 5.3	99.2
3 2 1 0	蛭田若 園 3 号 線	前	小倉南区蛭田若園一丁目 2 5 7 番地先から 小倉南区蛭田若園二丁目 5 5 6 番 2 地先まで	2.0 ～ 14.0	846.1

		後	小倉南区蜷田若園一丁目2 57番地先から 小倉南区蜷田若園三丁目5 55番1地先まで	2.0 ～ 14.0	845.6
3991	湯川1 4号線	前	小倉南区湯川三丁目193 番6地先から 小倉南区湯川三丁目196 番25地先まで	2.3 ～ 7.1	244.6
		後	小倉南区湯川三丁目193 番6地先から 小倉南区湯川三丁目196 番25地先まで	2.3 ～ 7.1	243.6
3992	湯川1 5号線	前	小倉南区湯川三丁目201 番21地先から 小倉南区湯川三丁目198 番6地先まで	0.7 ～ 1.4	23.2
		後	小倉南区湯川三丁目201 番17地先から 小倉南区湯川三丁目198 番6地先まで	0.7 ～ 6.0	104.2
3993	湯川1 6号線	前	小倉南区湯川三丁目214 番4地先から 小倉南区湯川三丁目205 番13地先まで	1.2 ～ 6.1	75.3
		後	小倉南区湯川三丁目214 番4地先から 小倉南区湯川三丁目204 番9地先まで	1.2 ～ 6.1	191.9
3995	湯川1 8号線	前	小倉南区湯川三丁目197 番1地先から 小倉南区湯川三丁目209 番1地先まで	1.1 ～ 3.4	81.8

		後	小倉南区湯川三丁目 1 9 7 番 1 地先から 小倉南区湯川三丁目 2 0 9 番 1 地先まで	1.8 ～ 3.0	82.9
4 6 3 7	朽網西 1 号線	前	小倉南区朽網西五丁目 1 9 0 4 番 2 8 地先から 小倉南区朽網西五丁目 1 9 0 4 番 3 0 地先まで	4.7 ～ 6.0	123.5
		後	小倉南区朽網西五丁目 1 9 0 4 番 2 8 地先から 小倉南区朽網西五丁目 1 9 0 4 番 3 0 地先まで	4.7 ～ 6.1	123.4
4 7 4 9	湯川 5 4 号線	前	小倉南区湯川三丁目 2 1 7 番 1 0 地先から 小倉南区湯川三丁目 2 1 7 番 8 地先まで	4.0 ～ 4.1	46.9
		後	小倉南区湯川三丁目 2 1 7 番 1 0 地先から 小倉南区湯川三丁目 2 1 7 番 8 地先まで	4.0 ～ 4.1	47.8
5 6 7 6	東貫 1 5 号線	前	小倉南区東貫二丁目 3 5 5 7 番 2 地先から 小倉南区東貫二丁目 3 5 5 2 番 1 地先まで	6.0	101.1
		後	小倉南区東貫二丁目 3 5 5 7 番 2 地先から 小倉南区東貫二丁目 3 5 5 2 番 4 地先まで	6.0 ～ 6.1	100.9
5 9 4 3	朽網西 4 7 号 線	前	小倉南区朽網西五丁目 1 9 0 6 番地先から 小倉南区朽網西五丁目 1 9 2 0 番地先まで	3.2 ～ 4.7	134.6

		後	小倉南区朽網西五丁目19 05番21地先から 小倉南区朽網西五丁目19 20番地先まで	3.6 ～ 5.3	135.7
6134	朽網西 53号 線	前	小倉南区朽網西五丁目15 79番6地先から 小倉南区朽網西五丁目19 05番9地先まで	3.0 ～ 8.7	109.8
		後	小倉南区朽網西五丁目15 79番6地先から 小倉南区朽網西五丁目19 05番9地先まで	3.0 ～ 8.7	109.5
6230	蜷田若 園47 号線	前	小倉南区蜷田若園三丁目7 06番1地先から 小倉南区蜷田若園三丁目7 40番2地先まで	6.1 ～ 6.4	128.0
		後	小倉南区蜷田若園三丁目7 06番1地先から 小倉南区蜷田若園三丁目7 39番1地先まで	6.0 ～ 6.4	128.0
2523	洞北町 4号線	前	八幡西区洞北町1番6地先 から 八幡西区洞北町1番33地 先まで	9.4 ～ 18.0	260.1
		後	八幡西区洞北町1番6地先 から 八幡西区洞北町1番33地 先まで	9.4 ～ 10.0	259.7
2973	小鷺田 町2号 線	前	八幡西区小鷺田町5番1地 先から 八幡西区小鷺田町4番1地 先まで	5.7 ～ 9.0	242.9

		後	八幡西区小鷺田町 5 番 1 地 先から 八幡西区小鷺田町 4 番 1 地 先まで	5.7 ～ 7.2	243.9
2 9 7 4	小鷺田 町 3 号 線	前	八幡西区小鷺田町 6 番 1 地 先から 八幡西区小鷺田町 6 番 3 地 先まで	3.8 ～ 4.2	102.3
		後	八幡西区小鷺田町 6 番 1 地 先から 八幡西区小鷺田町 6 番 3 地 先まで	3.8 ～ 6.0	102.5
5 2 3 0	南王子 町 2 号 線	前	八幡西区南王子町 2 番 4 地 先から 八幡西区南王子町 6 番地先 まで	4.4 ～ 6.3	245.0
		後	八幡西区南王子町 2 番 4 地 先から 八幡西区南王子町 6 番 1 地 先まで	4.4 ～ 6.3	244.7
5 2 3 2	南王子 町 4 号 線	前	八幡西区南王子町 4 番 1 地 先から 八幡西区南王子町 6 番地先 まで	6.8 ～ 7.8	225.4
		後	八幡西区南王子町 4 番 1 地 先から 八幡西区南王子町 6 番 1 地 先まで	6.4 ～ 7.4	226.1
5 8 6 4	洞北町 1 1 号 線	前	八幡西区洞北町 1 番 6 2 地 先から 八幡西区洞北町 2 番 1 地先 まで	16.0 ～ 16.2	659.8

		後	八幡西区洞北町1番62地 先から 八幡西区洞北町洞北橋まで	16.0 ～ 16.2	589.3
6026	笹田野 面2号 線	前	八幡西区星ヶ丘七丁目1番 108地先から 八幡西区星ヶ丘七丁目3番 102地先まで	5.9 ～ 9.0	937.7
		後	八幡西区星ヶ丘七丁目1番 108地先から 八幡西区星ヶ丘七丁目3番 102地先まで	5.9 ～ 9.0	929.4
502	新池2 号線	前	戸畑区千防一丁目44番9 地先から 戸畑区新池一丁目5250 番1地先まで	35.3 ～ 39.2	682.5
		後	戸畑区千防一丁目44番9 地先から 戸畑区新池三丁目5250 番1地先まで	35.3 ～ 39.2	682.5
506	千防1 号線	前	戸畑区中原新町114番6 2地先から 戸畑区千防三丁目5198 番8地先まで	5.0 ～ 41.4	858.3
		後	戸畑区中原新町114番6 2地先から 戸畑区千防三丁目5189 番2地先まで	5.0 ～ 41.1	850.6
507	千防2 号線	前	戸畑区千防一丁目194番 地先から 戸畑区千防三丁目5266 番1地先まで	19.8 ～ 20.4	860.4
		後	戸畑区千防一丁目194番	19.7	857.3

			地先から 戸畑区千防三丁目5266 番1地先まで	～ 20.4	
508	小芝1 号線	前	戸畑区小芝三丁目29番地 先から 戸畑区小芝三丁目131番 地先まで	8.0 ～ 11.0	323.2
		後	戸畑区小芝三丁目29番地 先から 戸畑区小芝三丁目131番 地先まで	8.0 ～ 11.0	323.2
513	新池中 原東1 号線	前	戸畑区新池三丁目5102 番11地先から 戸畑区中原東三丁目中原橋 まで	4.0 ～ 30.2	2,019.9
		後	戸畑区新池三丁目5240 番2地先から 戸畑区中原東四丁目中原橋 まで	22.0 ～ 31.7	2,011.2
706	中原西 1号線	前	戸畑区中原西三丁目169 番地先から 戸畑区中原西三丁目2番6 0地先まで	5.0 ～ 5.2	447.1
		後	戸畑区中原西三丁目169 番地先から 戸畑区中原西三丁目2番6 0地先まで	4.8 ～ 5.2	447.2
1146	小芝1 2号線	前	戸畑区小芝三丁目148番 地先から 戸畑区小芝三丁目159番 地先まで	2.5 ～ 2.8	52.7
		後	戸畑区小芝三丁目148番	2.6	52.8

			地先から 戸畑区小芝三丁目159番 地先まで	～ 2.8	
1 1 4 9	小芝1 5号線	前	戸畑区小芝三丁目53番地 先から 戸畑区小芝三丁目30番地 先まで	3.5 ～ 4.0	166.2
		後	戸畑区小芝三丁目53番1 地先から 戸畑区小芝三丁目30番地 先まで	3.5 ～ 4.0	160.8
1 1 6 4	小芝3 0号線	前	戸畑区小芝三丁目22番3 地先から 戸畑区小芝三丁目5227 番5地先まで	5.3 ～ 5.4	160.9
		後	戸畑区小芝三丁目22番3 地先から 戸畑区小芝三丁目5227 番5地先まで	5.3 ～ 5.5	154.1
1 1 6 5	小芝3 1号線	前	戸畑区小芝三丁目69番地 先から 戸畑区小芝三丁目134番 地先まで	5.0 ～ 5.6	317.3
		後	戸畑区小芝三丁目69番地 先から 戸畑区小芝三丁目134番 地先まで	5.4 ～ 5.6	317.2
1 2 2 3	三六町 3号線	前	戸畑区三六町5327番地 先から 戸畑区三六町5270番2 地先まで	5.3 ～ 5.4	92.6
		後	戸畑区三六町5327番地	5.3	92.5

			先から 戸畑区三六町 5 2 7 0 番 2 地先まで	～ 5.5	
1 2 2 4	三六町 4 号線	前	戸畑区三六町 5 3 3 5 番地 先から 戸畑区三六町 5 2 7 1 番 4 地先まで	5.2 ～ 5.4	109.1
		後	戸畑区三六町 5 3 3 5 番地 先から 戸畑区三六町 5 2 7 1 番 4 地先まで	5.2 ～ 5.4	109.2
1 2 2 5	三六町 5 号線	前	戸畑区三六町 5 2 7 4 番 1 地先から 戸畑区三六町 5 2 7 5 番 1 1 地先まで	2.6	36.9
		後	戸畑区三六町 5 2 7 4 番 9 地先から 戸畑区三六町 5 2 7 5 番 1 1 地先まで	2.6 ～ 2.7	37.4
1 2 2 6	三六町 6 号線	前	戸畑区三六町 5 3 3 9 番 1 地先から 戸畑区三六町 5 2 7 5 番 3 地先まで	5.3	125.0
		後	戸畑区三六町 5 3 3 9 番 1 地先から 戸畑区三六町 5 2 7 5 番 3 地先まで	5.3 ～ 5.5	125.5
1 2 2 9	三六町 9 号線	前	戸畑区三六町 6 0 番地先か ら 戸畑区三六町 5 2 0 6 番 2 地先まで	2.8 ～ 3.8	203.3
		後	戸畑区三六町 6 0 番 1 地先	2.6	197.3

			から 戸畑区三六町 5 2 0 6 番 2 地先まで	～ 4.1	
1 2 3 0	三六町 1 0 号 線	前	戸畑区三六町 1 0 番 1 地先 から 戸畑区三六町 5 2 0 7 番地 先まで	5.1 ～ 5.4	194.4
		後	戸畑区三六町 1 0 番 1 地先 から 戸畑区三六町 5 2 0 7 番 1 地先まで	5.1 ～ 5.4	185.3
1 2 3 1	三六町 1 1 号 線	前	戸畑区三六町 1 番 1 地先か ら 戸畑区三六町 5 2 2 0 番 2 地先まで	2.8 ～ 3.8	186.1
		後	戸畑区三六町 1 番 1 地先か ら 戸畑区三六町 5 2 2 0 番 2 地先まで	2.5 ～ 3.8	174.6
1 2 3 2	三六町 1 2 号 線	前	戸畑区三六町 5 2 番地先か ら 戸畑区三六町 5 2 2 1 番 5 地先まで	5.1 ～ 5.5	177.8
		後	戸畑区三六町 5 2 番地先か ら 戸畑区三六町 5 2 2 1 番 5 地先まで	5.1 ～ 5.5	171.4
1 2 3 3	三六町 1 3 号 線	前	戸畑区三六町 2 0 番 2 地先 から 戸畑区三六町 5 2 2 1 番 3 地先まで	3.6	169.3
		後	戸畑区三六町 2 0 番 2 地先	2.6	162.6

			から 戸畑区三六町 5 2 2 1 番 3 地先まで	～ 3.6	
1 2 5 5	新池 5 号線	前	戸畑区新池三丁目 5 1 0 2 番 4 地先から 戸畑区新池三丁目 5 1 0 3 番 6 地先まで	4.0 ～ 8.0	36.8
		後	戸畑区新池三丁目 5 1 0 3 番 6 地先から 戸畑区新池三丁目 5 1 0 0 番 3 地先まで	4.5 ～ 7.2	26.4
1 2 5 8	新池 8 号線	前	戸畑区新池三丁目 5 1 0 5 番 5 地先から 戸畑区新池三丁目 5 1 2 4 番 1 5 地先まで	2.6 ～ 3.3	107.8
		後	戸畑区新池三丁目 5 1 0 5 番 5 地先から 戸畑区新池三丁目 5 1 2 4 番 2 地先まで	2.6 ～ 3.3	95.9
1 2 7 6	新池 2 6 号線	前	戸畑区新池三丁目 5 1 0 0 番 2 地先から 戸畑区新池三丁目 5 1 0 9 番 1 地先まで	3.0	65.0
		後	戸畑区新池三丁目 5 1 0 0 番 2 地先から 戸畑区新池三丁目 5 1 0 9 番 1 地先まで	2.8 ～ 3.0	53.8
1 2 7 7	新池 2 7 号線	前	戸畑区新池三丁目 5 1 0 4 番 3 地先から 戸畑区新池一丁目 8 3 番 4 地先まで	5.2 ～ 5.6	604.9
		後	戸畑区新池三丁目 5 1 0 4	5.2	604.9

			番3地先から 戸畑区新池一丁目83番4 地先まで	～ 5.6	
1278	新池2 8号線	前	戸畑区新池三丁目5114 番6地先から 戸畑区新池三丁目5301 番地先まで	5.6 ～ 6.4	246.4
		後	戸畑区新池三丁目5114 番6地先から 戸畑区新池三丁目5301 番地先まで	5.4 ～ 5.8	246.1
1279	新池2 9号線	前	戸畑区新池三丁目5112 番1地先から 戸畑区新池三丁目5143 番2地先まで	2.7 ～ 3.4	173.7
		後	戸畑区新池三丁目5112 番1地先から 戸畑区新池三丁目5143 番2地先まで	2.7 ～ 3.4	161.7
1365	千防2 7号線	前	戸畑区千防三丁目1番4地 先から 戸畑区千防三丁目5168 番2地先まで	3.0 ～ 3.2	221.7
		後	戸畑区千防三丁目1番4地 先から 戸畑区千防三丁目5168 番2地先まで	2.7 ～ 3.2	209.4
1367	千防2 9号線	前	戸畑区千防三丁目15番地 先から 戸畑区千防三丁目5181 番1地先まで	2.4 ～ 3.3	227.2
		後	戸畑区千防三丁目15番地	2.4	214.9

			先から 戸畑区千防三丁目 5 1 8 1 番 1 地先まで	～ 3.3	
1 3 6 8	千防 3 0 号線	前	戸畑区千防三丁目 2 1 1 番 地先から 戸畑区千防一丁目 1 5 番 2 地先まで	5.4 ～ 9.6	833.6
		後	戸畑区千防三丁目 2 1 1 番 地先から 戸畑区千防一丁目 1 5 番 2 地先まで	5.3 ～ 9.6	833.6
1 3 6 9	千防 3 1 号線	前	戸畑区千防三丁目 1 4 2 番 地先から 戸畑区千防三丁目 5 1 8 8 番 3 地先まで	2.8 ～ 3.5	225.3
		後	戸畑区千防三丁目 1 4 2 番 地先から 戸畑区千防三丁目 5 1 8 8 番 3 地先まで	2.6 ～ 3.5	212.8
1 4 5 0	中原西 1 0 号 線	前	戸畑区中原西二丁目 5 4 番 1 地先から 戸畑区中原西二丁目 5 9 番 1 地先まで	3.8 ～ 4.0	60.8
		後	戸畑区中原西二丁目 5 4 番 7 地先から 戸畑区中原西二丁目 5 9 番 1 地先まで	3.8 ～ 4.0	60.8
1 4 5 5	中原西 1 5 号 線	前	戸畑区中原西三丁目 1 番 2 1 地先から 戸畑区中原西三丁目 1 番 9 地先まで	4.0 ～ 5.0	165.4
		後	戸畑区中原西三丁目 1 番 2	4.0	158.9

			1 地先から 戸畑区中原西三丁目 1 番 9 地先まで	～ 5.6	
1 4 6 6	中原西 2 6 号 線	前	戸畑区中原西一丁目 1 番 3 地先から 戸畑区中原西一丁目 7 7 番 1 地先まで	6.0 ～ 7.0	316.3
		後	戸畑区中原西一丁目 1 番 3 地先から 戸畑区中原西一丁目 7 7 番 1 地先まで	5.8 ～ 6.1	316.3
1 4 6 7	中原西 2 7 号 線	前	戸畑区中原西二丁目 1 3 番 地先から 戸畑区中原西二丁目 6 番 1 2 地先まで	7.9 ～ 9.1	317.1
		後	戸畑区中原西二丁目 1 3 番 地先から 戸畑区中原西二丁目 6 番 1 2 地先まで	7.9 ～ 9.1	317.1
1 4 6 8	中原西 2 8 号 線	前	戸畑区中原西二丁目 1 番 5 地先から 戸畑区中原西二丁目 1 1 6 番地先まで	5.8 ～ 6.1	333.8
		後	戸畑区中原西二丁目 1 番 5 地先から 戸畑区中原西二丁目 1 1 6 番地先まで	5.8 ～ 6.1	333.8
1 4 6 9	中原西 2 9 号 線	前	戸畑区中原西二丁目 1 3 番 地先から 戸畑区中原西二丁目 1 1 0 番地先まで	5.7 ～ 6.1	361.7
		後	戸畑区中原西二丁目 1 3 番	5.7	361.8

			地先から 戸畑区中原西二丁目 1 1 0 番地先まで	～ 6.1	
1 4 7 3	中原西 3 3 号 線	前	戸畑区中原西三丁目 2 番 6 2 地先から 戸畑区中原西三丁目 2 番 6 8 地先まで	3.9 ～ 4.0	47.0
		後	戸畑区中原西三丁目 2 番 6 2 地先から 戸畑区中原西三丁目 2 番 6 8 地先まで	3.9 ～ 4.0	47.0
1 4 7 4	中原東 2 号線	前	戸畑区中原東二丁目 1 0 0 番 1 2 地先から 戸畑区大字中原 4 6 番 1 9 地先まで	3.0 ～ 24.1	157.5
		後	戸畑区中原東四丁目 4 5 番 1 1 地先から 戸畑区大字中原 4 6 番 1 9 地先まで	3.0 ～ 24.1	142.2
1 4 8 2	中原東 1 0 号 線	前	戸畑区中原東一丁目 1 番 1 地先から 戸畑区中原東二丁目 1 0 番 8 地先まで	4.7 ～ 5.4	461.6
		後	戸畑区中原東一丁目 1 番 1 地先から 戸畑区中原東二丁目 1 0 番 8 地先まで	4.7 ～ 5.7	461.5
1 4 8 6	中原東 1 4 号 線	前	戸畑区中原東三丁目 1 3 番 4 地先から 戸畑区中原東三丁目 1 3 番 1 地先まで	5.6	87.8
		後	戸畑区中原東三丁目 1 3 番	5.8	86.9

			2地先から 戸畑区中原東三丁目13番 1地先まで	～ 6.0	
1487	中原東 15号 線	前	戸畑区中原東二丁目15番 1地先から 戸畑区中原東二丁目9番3 地先まで	6.9 ～ 8.8	523.6
		後	戸畑区中原東二丁目15番 1地先から 戸畑区中原東二丁目9番3 地先まで	6.9 ～ 8.8	523.3
1489	中原東 17号 線	前	戸畑区中原東三丁目13番 3地先から 戸畑区中原東三丁目12番 2地先まで	5.0 ～ 8.5	408.7
		後	戸畑区中原東三丁目13番 3地先から 戸畑区中原東三丁目12番 2地先まで	5.0 ～ 8.7	410.3
1494	中原東 22号 線	前	戸畑区中原東二丁目8番2 地先から 戸畑区中原東二丁目6番1 地先まで	3.4 ～ 4.0	197.9
		後	戸畑区中原東二丁目8番7 地先から 戸畑区中原東二丁目6番1 地先まで	3.1 ～ 4.0	197.3
1503	中原東 31号 線	前	戸畑区中原東二丁目7番4 地先から 戸畑区中原東二丁目6番6 地先まで	6.0	87.8
		後	戸畑区中原東二丁目7番4	6.0	87.2

			地先から 戸畑区中原東二丁目 6 番 6 地先まで		
1 5 0 8	中原東 3 6 号 線	前	戸畑区中原東二丁目 1 0 番 1 6 地先から 戸畑区中原東二丁目 9 番 1 地先まで	4.0	76.0
		後	戸畑区中原東二丁目 1 0 番 4 5 地先から 戸畑区中原東二丁目 9 番 1 地先まで	4.0 ～ 4.1	74.6

北九州市告示第445号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり令和4年12月7日から道路の供用を開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和4年12月7日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間
1002	青葉台2号線	門司区光町一丁目204番4地先から 門司区青葉台6番4地先まで
1003	青葉台3号線	門司区青葉台3番4地先から 門司区上藤松三丁目山ノ田橋まで
1005	青葉台5号線	門司区青葉台4番6地先から 門司区青葉台1番5地先まで
1010	青葉台10号線	門司区青葉台4番12地先から 門司区青葉台4番13地先まで
2156	大里本町25号線	門司区大里本町二丁目6429番地先から 門司区大里本町二丁目3499番4地先まで
2159	大里本町28号線	門司区大里本町三丁目3389番2地先から 門司区大里本町三丁目3412番1地先まで
2164	大里本町33号線	門司区大里本町三丁目3366番1地先から 門司区大里本町三丁目3328番6地先まで
2771	大里本町43号線	門司区大里本町三丁目3413番1地先から 門司区大里本町三丁目6番102地先まで
3203	大里本町53号線	門司区大里本町三丁目11番101地先から 門司区大里本町三丁目3378番2地先まで
536	愛宕中井	小倉北区愛宕一丁目2306番11地先から

	口 1 号線	小倉北区中井口 1 0 番 4 地先まで
7 3 9	中井口中 井 1 号線	小倉北区中井口 2 番 1 地先から 小倉北区中井一丁目 2 8 番 3 地先まで
1 3 2 7	大手町 1 号線	小倉北区大手町 2 0 番 1 地先から 小倉北区大手町 1 4 番 3 地先まで
1 3 2 9	大手町 3 号線	小倉北区大手町 2 2 番 1 地先から 小倉北区大手町 2 0 番 3 地先まで
2 6 2 8	中井口 1 号線	小倉北区中井口 1 3 3 8 番 9 地先から 小倉北区中井口 2 8 3 6 番 1 0 地先まで
2 6 2 9	中井口 2 号線	小倉北区中井口 1 0 番 4 地先から 小倉北区中井口 1 0 番 1 3 地先まで
2 6 3 2	中井口 5 号線	小倉北区中井口 9 番 1 地先から 小倉北区中井口 6 番 3 地先まで
2 6 3 6	中井口 9 号線	小倉北区中井口 8 番 1 地先から 小倉北区中井口 2 番 2 3 地先まで
2 6 3 8	中井口 1 1 号線	小倉北区中井口 1 3 5 5 番 2 地先から 小倉北区中井浜 1 3 5 6 番地先まで
2 9 9 9	日明 4 5 号線	小倉北区日明五丁目 2 7 4 9 番 3 地先から 小倉北区日明五丁目 2 7 3 0 番 4 地先まで
3 0 2 7	中井口 1 3 号線	小倉北区中井口 1 3 2 4 番 1 地先から 小倉北区中井浜 3 0 番 9 地先まで
7 3 6	蜷田若園 横代北町 1 号線	小倉南区蜷田若園三丁目 5 2 2 番 1 地先から 小倉南区横代北町二丁目 8 6 0 番 2 地先まで
3 2 0 9	蜷田若園 2 号線	小倉南区蜷田若園三丁目 7 5 0 番 1 地先から 小倉南区蜷田若園三丁目 7 4 3 番 2 8 地先まで
3 2 1 0	蜷田若園 3 号線	小倉南区蜷田若園一丁目 2 5 7 番地先から 小倉南区蜷田若園三丁目 5 5 5 番 1 地先まで

3 9 9 1	湯川 1 4 号線	小倉南区湯川三丁目 1 9 3 番 6 地先から 小倉南区湯川三丁目 1 9 6 番 2 5 地先まで
3 9 9 2	湯川 1 5 号線	小倉南区湯川三丁目 2 0 1 番 1 7 地先から 小倉南区湯川三丁目 1 9 8 番 6 地先まで
3 9 9 3	湯川 1 6 号線	小倉南区湯川三丁目 2 1 4 番 4 地先から 小倉南区湯川三丁目 2 0 4 番 9 地先まで
3 9 9 5	湯川 1 8 号線	小倉南区湯川三丁目 1 9 7 番 1 地先から 小倉南区湯川三丁目 2 0 9 番 1 地先まで
4 6 3 7	朽網西 1 号線	小倉南区朽網西五丁目 1 9 0 4 番 2 8 地先から 小倉南区朽網西五丁目 1 9 0 4 番 3 0 地先まで
4 7 4 9	湯川 5 4 号線	小倉南区湯川三丁目 2 1 7 番 1 0 地先から 小倉南区湯川三丁目 2 1 7 番 8 地先まで
5 6 7 6	東貫 1 5 号線	小倉南区東貫二丁目 3 5 5 7 番 2 地先から 小倉南区東貫二丁目 3 5 5 2 番 4 地先まで
5 9 4 3	朽網西 4 7 号線	小倉南区朽網西五丁目 1 9 0 5 番 2 1 地先から 小倉南区朽網西五丁目 1 9 2 0 番 地先まで
6 1 3 4	朽網西 5 3 号線	小倉南区朽網西五丁目 1 5 7 9 番 6 地先から 小倉南区朽網西五丁目 1 9 0 5 番 9 地先まで
6 3 1 3	朽網西 5 9 号線	小倉南区朽網西五丁目 1 9 0 5 番 2 4 地先から 小倉南区朽網西五丁目 1 9 0 5 番 2 0 地先まで
6 3 2 0	湯川 6 8 号線	小倉南区湯川三丁目 2 0 6 番 7 地先から 小倉南区湯川三丁目 2 0 0 番 1 1 地先まで
6 3 2 1	湯川 6 9 号線	小倉南区湯川三丁目 2 0 0 番 8 地先から 小倉南区湯川三丁目 1 9 6 番 3 4 地先まで
6 3 2 6	蜷田若園 5 2 号線	小倉南区蜷田若園三丁目 7 4 3 番 1 8 地先から 小倉南区蜷田若園三丁目 7 3 9 番 3 3 地先まで
6 3 2 7	蜷田若園 5 3 号線	小倉南区蜷田若園三丁目 7 4 3 番 2 1 地先から 小倉南区蜷田若園三丁目 7 4 3 番 3 3 地先まで

6 3 4 1	東貫 2 6 号線	小倉南区東貫二丁目 3 5 5 3 番 2 3 地先から 小倉南区東貫二丁目 3 5 5 3 番 1 7 地先まで
2 5 2 3	洞北町 4 号線	八幡西区洞北町 1 番 6 地先から 八幡西区洞北町 1 番 3 3 地先まで
2 9 7 3	小鷺田町 2 号線	八幡西区小鷺田町 5 番 1 地先から 八幡西区小鷺田町 4 番 1 地先まで
2 9 7 4	小鷺田町 3 号線	八幡西区小鷺田町 6 番 1 地先から 八幡西区小鷺田町 6 番 3 地先まで
5 2 3 0	南王子町 2 号線	八幡西区南王子町 2 番 4 地先から 八幡西区南王子町 6 番 1 地先まで
5 2 3 2	南王子町 4 号線	八幡西区南王子町 4 番 1 地先から 八幡西区南王子町 6 番 1 地先まで
5 5 7 4	洞北町 9 号線	八幡西区洞北町 1 番 3 6 地先から 八幡西区洞北町 1 番 2 8 地先まで
5 8 6 4	洞北町 1 1 号線	八幡西区洞北町 1 番 6 2 地先から 八幡西区洞北町洞北橋まで
5 8 6 6	洞北町 1 3 号線	八幡西区本城五丁目 2 3 2 0 番 1 地先から 八幡西区本城五丁目 2 番 4 地先まで
7 0 4 0	南王子町 1 5 号線	八幡西区南王子町 4 番 4 4 地先から 八幡西区南王子町 4 番 4 6 地先まで
5 0 2	新池 2 号 線	戸畑区千防一丁目 4 4 番 9 地先から 戸畑区新池三丁目 5 2 5 0 番 1 地先まで
5 0 6	千防 1 号 線	戸畑区中原新町 1 1 4 番 6 2 地先から 戸畑区千防三丁目 5 1 8 9 番 2 地先まで
5 0 7	千防 2 号 線	戸畑区千防一丁目 1 9 4 番地先から 戸畑区千防三丁目 5 2 6 6 番 1 地先まで
5 0 8	小芝 1 号 線	戸畑区小芝三丁目 2 9 番地先から 戸畑区小芝三丁目 1 3 1 番地先まで

5 1 3	新池中原 東 1 号線	戸畑区新池三丁目 5 2 4 0 番 2 地先から 戸畑区中原東四丁目中原橋まで
7 0 6	中原西 1 号線	戸畑区中原西三丁目 1 6 9 番地先から 戸畑区中原西三丁目 2 番 6 0 地先まで
1 1 4 6	小芝 1 2 号線	戸畑区小芝三丁目 1 4 8 番地先から 戸畑区小芝三丁目 1 5 9 番地先まで
1 1 4 9	小芝 1 5 号線	戸畑区小芝三丁目 5 3 番 1 地先から 戸畑区小芝三丁目 3 0 番地先まで
1 1 6 4	小芝 3 0 号線	戸畑区小芝三丁目 2 2 番 3 地先から 戸畑区小芝三丁目 5 2 2 7 番 5 地先まで
1 1 6 5	小芝 3 1 号線	戸畑区小芝三丁目 6 9 番地先から 戸畑区小芝三丁目 1 3 4 番地先まで
1 2 2 3	三六町 3 号線	戸畑区三六町 5 3 2 7 番地先から 戸畑区三六町 5 2 7 0 番 2 地先まで
1 2 2 4	三六町 4 号線	戸畑区三六町 5 3 3 5 番地先から 戸畑区三六町 5 2 7 1 番 4 地先まで
1 2 2 5	三六町 5 号線	戸畑区三六町 5 2 7 4 番 9 地先から 戸畑区三六町 5 2 7 5 番 1 1 地先まで
1 2 2 6	三六町 6 号線	戸畑区三六町 5 3 3 9 番 1 地先から 戸畑区三六町 5 2 7 5 番 3 地先まで
1 2 2 9	三六町 9 号線	戸畑区三六町 6 0 番 1 地先から 戸畑区三六町 5 2 0 6 番 2 地先まで
1 2 3 0	三六町 1 0 号線	戸畑区三六町 1 0 番 1 地先から 戸畑区三六町 5 2 0 7 番 1 地先まで
1 2 3 1	三六町 1 1 号線	戸畑区三六町 1 番 1 地先から 戸畑区三六町 5 2 2 0 番 2 地先まで
1 2 3 2	三六町 1 2 号線	戸畑区三六町 5 2 番地先から 戸畑区三六町 5 2 2 1 番 5 地先まで

1 2 3 3	三六町 1 3 号線	戸畑区三六町 2 0 番 2 地先から 戸畑区三六町 5 2 2 1 番 3 地先まで
1 2 5 8	新池 8 号 線	戸畑区新池三丁目 5 1 0 5 番 5 地先から 戸畑区新池三丁目 5 1 2 4 番 2 地先まで
1 2 7 7	新池 2 7 号線	戸畑区新池三丁目 5 1 0 4 番 3 地先から 戸畑区新池一丁目 8 3 番 4 地先まで
1 2 7 8	新池 2 8 号線	戸畑区新池三丁目 5 1 1 4 番 6 地先から 戸畑区新池三丁目 5 3 0 1 番地先まで
1 2 7 9	新池 2 9 号線	戸畑区新池三丁目 5 1 1 2 番 1 地先から 戸畑区新池三丁目 5 1 4 3 番 2 地先まで
1 3 6 8	千防 3 0 号線	戸畑区千防三丁目 2 1 1 番地先から 戸畑区千防一丁目 1 5 番 2 地先まで
1 3 6 9	千防 3 1 号線	戸畑区千防三丁目 1 4 2 番地先から 戸畑区千防三丁目 5 1 8 8 番 3 地先まで
1 4 5 0	中原西 1 0 号線	戸畑区中原西二丁目 5 4 番 7 地先から 戸畑区中原西二丁目 5 9 番 1 地先まで
1 4 5 5	中原西 1 5 号線	戸畑区中原西三丁目 1 番 2 1 地先から 戸畑区中原西三丁目 1 番 9 地先まで
1 4 6 6	中原西 2 6 号線	戸畑区中原西一丁目 1 番 3 地先から 戸畑区中原西一丁目 7 7 番 1 地先まで
1 4 6 7	中原西 2 7 号線	戸畑区中原西二丁目 1 3 番地先から 戸畑区中原西二丁目 6 番 1 2 地先まで
1 4 6 8	中原西 2 8 号線	戸畑区中原西二丁目 1 番 5 地先から 戸畑区中原西二丁目 1 1 6 番地先まで
1 4 6 9	中原西 2 9 号線	戸畑区中原西二丁目 1 3 番地先から 戸畑区中原西二丁目 1 1 0 番地先まで
1 4 7 3	中原西 3 3 号線	戸畑区中原西三丁目 2 番 6 2 地先から 戸畑区中原西三丁目 2 番 6 8 地先まで

1 4 7 4	中原東 2 号線	戸畑区中原東四丁目 4 5 番 1 1 地先から 戸畑区大字中原 4 6 番 1 9 地先まで
1 4 8 2	中原東 1 0 号線	戸畑区中原東一丁目 1 番 1 地先から 戸畑区中原東二丁目 1 0 番 8 地先まで
1 4 8 6	中原東 1 4 号線	戸畑区中原東三丁目 1 3 番 2 地先から 戸畑区中原東三丁目 1 3 番 1 地先まで
1 4 8 7	中原東 1 5 号線	戸畑区中原東二丁目 1 5 番 1 地先から 戸畑区中原東二丁目 9 番 3 地先まで
1 4 8 9	中原東 1 7 号線	戸畑区中原東三丁目 1 3 番 3 地先から 戸畑区中原東三丁目 1 2 番 2 地先まで
1 4 9 4	中原東 2 2 号線	戸畑区中原東二丁目 8 番 7 地先から 戸畑区中原東二丁目 6 番 1 地先まで
1 5 0 3	中原東 3 1 号線	戸畑区中原東二丁目 7 番 4 地先から 戸畑区中原東二丁目 6 番 6 地先まで
1 5 0 8	中原東 3 6 号線	戸畑区中原東二丁目 1 0 番 4 5 地先から 戸畑区中原東二丁目 9 番 1 地先まで
1 8 9 1	中原東 4 0 号線	戸畑区中原東二丁目 1 0 番 5 5 地先から 戸畑区中原東二丁目 1 0 番 4 5 地先まで
1 8 9 4	千防 3 6 号線	戸畑区千防三丁目 5 1 8 9 番 1 地先から 戸畑区千防三丁目 1 1 4 番地先まで
1 8 9 5	千防 3 7 号線	戸畑区千防三丁目 5 2 5 8 番 1 地先から 戸畑区千防二丁目 5 6 1 3 番 1 地先まで
1 8 9 6	千防 3 8 号線	戸畑区千防三丁目 5 3 1 0 番 1 地先から 戸畑区千防三丁目 5 2 5 3 番 1 地先まで
1 8 9 7	新池 3 3 号線	戸畑区新池三丁目 5 3 0 6 番 1 地先から 戸畑区新池三丁目 5 2 4 9 番 2 地先まで

北九州市告示第446号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、認可地縁団体から次のとおり告示事項の変更の届出があった。

令和4年12月7日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称

若松区第38区青葉台自治会

2 代表者の変更

変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	富松龍次	北九州市若松区青葉台西一丁目8番9号
変更後	宮本浩幸	北九州市若松区青葉台南三丁目15番3号

3 変更年月日

令和4年4月1日

北九州市告示第 4 4 7 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、認可地縁団体から次のとおり告示事項の変更の届出があった。

令和 4 年 1 2 月 7 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称

若松区第西 2 9 区安屋自治会

2 代表者の変更

変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	藤嶋徳美	北九州市若松区大字安屋 3 4 8 5 番地
変更後	是松博視	北九州市若松区大字安屋 2 2 9 4 番地 1

3 変更年月日

令和 4 年 4 月 3 日

北九州市公告第824号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年12月7日

北九州市長 北橋健治

1 工事概要	工事名	小池特別支援学校作業教室棟大規模改修工事
	工事場所	北九州市若松区大字小敷583番地1
	工事内容	小池特別支援学校作業教室棟の大規模改修工事
	工期	請負契約締結の日から令和6年2月28日まで
	予定価格	2億6,908万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価落札方式	適用する。
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	建設工事有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	建築工事（希望順位が第1順位であること。）
	等級（注2）	A
	許可	建築工事業について特定建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所が北九州市内にあること。
	実績	平成29年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の建築工事（軽微な工事（注3）を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りと認めたものを含む。）又は契約の実績があること。
手持工事等	本市が発注した予定価格6,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の建築工事で令和4年12月5日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。	
技術者	この工事に係る監理技術者（直接かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。）にある者に限る。）を専任で配置することができること。	
その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。	
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	期間	この公告の日から本件開札日まで（注4）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書の提出期間		(1) この公告の日から令和4年12月12日まで（注4）の毎日午前9時から午後4時30分まで (2) 令和4年12月13日 午前9時から正午まで
5 入札書の受付期間		(1) 令和5年1月12日及び同月13日 午前9時から午後7時まで (2) 令和5年1月16日 午前9時から午後4時30分まで
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	日時	令和5年1月31日 午前9時
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設けない。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
8 入札の無効		次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (1) この公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札 (2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 (3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 (4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札
9 その他		(1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 (2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。 (3) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。
注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。		
注2 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。		
注3 北九州市工事執行規則（昭和49年北九州市規則第77号）第18条の規定による軽微な工事をいう。		
注4 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。		

北九州市公告第 8 2 5 号

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 2 項の規定に基づく道路を廃止したので、北九州市建築基準法施行細則（昭和 4 6 年北九州市規則第 7 1 号）第 1 6 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 4 年 1 2 月 7 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 廃止年月日及び廃止番号

令和 4 年 1 2 月 7 日 第 4 号

2 廃止した道路

道路の位置	道路の幅員 (m)	道路の延長 (m)
北九州市八幡西区陣山三丁目 1 0 番 4 0、1 0 番 4 4、1 0 番 4 5 及び 1 0 番 4 7	4. 0 0	2 4. 5 5

北九州市上下水道局公告第131号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年12月7日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

1 工事概要	工事名	芦屋町中ノ浜他配水管布設替工事
	工事場所	福岡県遠賀郡芦屋町中ノ浜地内ほか
	工事内容	鑄鉄管据付工 内径100ミリメートル 297.2メートル ほか
	工期	請負契約締結の日から210日間
	予定価格	4,369万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価落札方式	適用しない。
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	建設工事業有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	水道施設工事業（希望順位を問わない。）
	等級（注2）	A
	許可	水道施設工事業について特定建設業の許可又は一般建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所が北九州市内にあること。
	実績	平成29年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の水道施設工事業又は土木工事業（軽微な工事業（注3）を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りとして認められたものを含む。）又は契約の実績があること。
	手持工事等	本市が発注した予定価格2,500万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の水道施設工事業（管更生工事業、軌道工事業及び本市が指定した特殊工事業を除く。）で令和4年12月5日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。
技術者	この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。）にある者に限る。）又は主任技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を専任で配置することができること。	
その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。	
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	期間	この公告の日から本件開札日まで（注4）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	(1) この公告の日から令和4年12月12日まで（注4）の毎日午前9時から午後4時30分まで (2) 令和4年12月13日 午前9時から正午まで	
5 入札書の受付期間	(1) 令和5年1月12日及び同月13日 午前9時から午後7時まで (2) 令和5年1月16日 午前9時から午後4時30分まで	
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	日時	令和5年1月17日 午前9時15分
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設ける。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
8 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (1) この公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札 (2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 (3) 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 (4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札	
9 その他	(1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 (2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。 (3) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。	

注1 北九州市上下水道局建設工事業競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成6年北九州市水道局管理規程第8号）第2条において準用する北九州市建設工事業競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。

注2 建設工事業有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。

注3 北九州市工事業執行規則（昭和49年北九州市規則第77号）第18条の規定による軽微な工事業をいう。

注4 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）

号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。

北九州市上下水道局公告第132号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年12月7日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

1 工事概要	工事名	力丸導水路線遠賀川水管橋補修工事
	工事場所	北九州市八幡西区大字楠橋ほか
	工事内容	リベット取換工 324本 ほか
	工期	請負契約締結の日から令和5年3月15日まで
	予定価格	3,594万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価落札方式	適用しない。
	2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録
登録工種		水道施設工事業（希望順位を問わない。）
等級（注2）		A
許可		水道施設工事業について特定建設業の許可又は一般建設業の許可を受けていること。
所在地		本店又は主たる営業所が北九州市内にあること。
実績		平成29年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の水道施設工事業又は土木工事業（軽微な工事業（注3）を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りと認めたものを含む。）又は契約の実績があること。
手持工事等		本市が発注した予定価格2,500万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の水道施設工事業（管更生工事業、軌道工事業及び本市が指定した特殊工事業を除く。）で令和4年12月5日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。
3 契約条項を示す場所及び期間	技術者	この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。）にある者に限る。）又は主任技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を配置することができること。
	その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	期間	この公告の日から本件開札日まで（注4）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
5 入札書の受付期間	(1) この公告の日から令和4年12月12日まで（注4）の毎日午前9時から午後4時30分まで	
	(2) 令和4年12月13日 午前9時から正午まで	
6 開札の場所及び日時	最低制限価格	設ける。
	入札保証金	免除する。
7 入札及び契約に関する条件	入札保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
8 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。	
	(1) この公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札 (2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 (3) 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 (4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札	
9 その他	(1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。	
	(2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。 (3) この工事は、現場代理人の兼任を認める要件に該当すれば、他の工事と重複して現場代理人となることのできる工事である。兼任を認める要件については、北九州市技術監理局契約部ホームページに掲載した「現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領」を参照すること。 (4) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。	
注1 北九州市上下水道局建設工事業競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成6年北九州市水道局管理規程第8号）第2条において準用する北九州市建設工事業競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。		

- 注2 建設工事に資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。
- 注3 北九州市工事執行規則（昭和49年北九州市規則第77号）第18条の規定による軽微な工事をいう。
- 注4 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。

北九州市上下水道局公告第133号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年12月7日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

1 工事概要	工事名	新門司北一丁目地内（その3）管渠築造工事
	工事場所	北九州市門司区新門司北一丁目
	工事内容	塩ビ管 内径200ミリメートル 管渠工（開削） 229.5メートル ほか
	工期	請負契約締結の日から130日間
	予定価格	3,712万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価落札方式	適用しない。
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	建設工事業有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	土木工事（希望順位が第1順位であること。）
	等級（注2）	B
	許可	土木工事業について特定建設業の許可又は一般建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所が北九州市門司区内、小倉北区内又は小倉南区内にあること。
	実績	平成29年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（軽微な工事（注3）を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りと認められたものを含む。）又は契約の実績があること。
	手持工事等	（1） 競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、本市が令和3年度又は令和4年度に発注した予定価格（注4）2,500万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（推進工事、管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）を単体又は共同企業体の構成員として施工中でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 北九州市技術監理局契約部が優良業者認定基準に基づき認定した土木工事の優良業者であるとき。 イ 工事の施工の一時中止（注5）に係る通知を受けている場合において、当該工事中止期間中であるとき。 ウ 当該施工中の工事について、賃金又は物価等の変動に基づく契約金額の変更（注6）を協議（注7）するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。 （2） 本市が発注した予定価格1,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（推進工事、管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）で令和4年12月5日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。
	技術者	この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。）にある者に限る。）又は主任技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を専任で配置することができること。
	その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
	3 契約条項を示す場所及び期間	場所 北九州市小倉北区内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課 期間 この公告の日から本件開札日まで（注8）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	（1） この公告の日から令和4年12月12日まで（注8）の毎日午前9時から午後4時30分まで （2） 令和4年12月13日 午前9時から正午まで	
5 入札書の受付期間	（1） 令和5年1月12日及び同月13日 午前9時から午後7時まで （2） 令和5年1月16日 午前9時から午後4時30分まで	
6 開札の場所及び日時	場所 北九州市小倉北区内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課 日時 令和5年1月17日 午前9時5分	
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設ける。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
8 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 （1） この公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札 （2） 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 （3） 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 （4） 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札	
	（1） この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 （2） 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登	

9 その他	<p>録を完了していない者は、この入札に参加することができない。 (3) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。</p>
<p>注1 北九州市上下水道局建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成6年北九州市水道局管理規程第8号）第2条において準用する北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。</p> <p>注2 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。</p> <p>注3 北九州市工事執行規則（昭和49年北九州市規則第77号）第18条の規定による軽微な工事をいう。</p> <p>注4 合併入札を行った工事については、合併入札時の予定価格をいう。</p> <p>注5 北九州市工事請負契約約款第20条（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第20条）に規定する工事の施工の一時中止をいう。</p> <p>注6 北九州市工事請負契約約款第26条第5項及び第6項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第26条第5項及び第6項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第5項及び第6項）に規定する契約金額の変更をいう。</p> <p>注7 北九州市工事請負契約約款第26条第7項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第26条第7項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第7項）に規定する協議をいう。</p> <p>注8 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。</p>	

北九州市上下水道局公告第134号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年12月7日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

1 工事概要	工事名	紫川4号雨水幹線管渠築造工事
	工事場所	北九州市小倉北区今町一丁目ほか
	工事内容	ヒューム管 内径300ミリメートル 管渠工（開削） 16.65メートル ほか
	工期	請負契約締結の日から令和5年6月30日まで
	予定価格	2,642万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価落札方式	適用しない。
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	建設工事業有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	土木工事（希望順位が第1順位であること。）
	等級（注2）	B
	許可	土木工事業について特定建設業の許可又は一般建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所が北九州市門司区内、小倉北区内又は小倉南区内にあること。
	実績	平成29年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（軽微な工事（注3）を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りと認められたものを含む。）又は契約の実績があること。
	手持工事等	（1） 競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、本市が令和3年度又は令和4年度に発注した予定価格（注4）2,500万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（推進工事、管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）を単体又は共同企業体の構成員として施工中でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 北九州市技術監理局契約部が優良業者認定基準に基づき認定した土木工事の優良業者であるとき。 イ 工事の施工の一時中止（注5）に係る通知を受けている場合において、当該工事中止期間中であるとき。 ウ 当該施工中の工事について、賃金又は物価等の変動に基づく契約金額の変更（注6）を協議（注7）するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。 （2） 本市が発注した予定価格1,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（推進工事、管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）で令和4年12月5日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。
	技術者	この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。）にある者に限る。）又は主任技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を配置することができること。
	その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
	3 契約条項を示す場所及び期間	場所 北九州市小倉北区内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課 期間 この公告の日から本件開札日まで（注8）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	（1） この公告の日から令和4年12月12日まで（注8）の毎日午前9時から午後4時30分まで （2） 令和4年12月13日 午前9時から正午まで	
5 入札書の受付期間	（1） 令和5年1月12日及び同月13日 午前9時から午後7時まで （2） 令和5年1月16日 午前9時から午後4時30分まで	
6 開札の場所及び日時	場所 北九州市小倉北区内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課 日時 令和5年1月17日 午前9時10分	
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設ける。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
8 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 （1） この公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札 （2） 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 （3） 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 （4） 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札	
	（1） この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 （2） 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登	

9 その他	<p>録を完了していない者は、この入札に参加することができない。</p> <p>(3) この工事は、現場代理人の兼任を認める要件に該当すれば、他の工事と重複して現場代理人となることができる工事である。兼任を認める要件については、北九州市技術監理局契約部ホームページに掲載した「現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領」を参照すること。</p> <p>(4) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。</p>
<p>注1 北九州市上下水道局建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成6年北九州市水道局管理規程第8号）第2条において準用する北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。</p> <p>注2 建設工事事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。</p> <p>注3 北九州市工事執行規則（昭和49年北九州市規則第77号）第18条の規定による軽微な工事をいう。</p> <p>注4 合併入札を行った工事については、合併入札時の予定価格をいう。</p> <p>注5 北九州市工事請負契約約款第20条（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第20条）に規定する工事の施工の一時中止をいう。</p> <p>注6 北九州市工事請負契約約款第26条第5項及び第6項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第26条第5項及び第6項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第5項及び第6項）に規定する契約金額の変更をいう。</p> <p>注7 北九州市工事請負契約約款第26条第7項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第26条第7項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第7項）に規定する協議をいう。</p> <p>注8 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。</p>	

北九州市上下水道局公告第135号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年12月7日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

1 工事概要	工事名	中原東一丁目地内他雨水（その4）合流改善管渠築造工事
	工事場所	北九州市戸畑区中原東一丁目ほか
	工事内容	管きょ工（開削）FPU側溝300型 216.45メートル ほか
	工期	請負契約締結の日から370日間
	予定価格	1億3,098万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価落札方式	適用しない。
	その他	この工事は、週休2日工事（発注者指定型）の試行対象工事である。詳細については、特記仕様書を確認すること。
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	建設工事有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	土木工事（希望順位が第1順位であること。）
	等級（注2）	A
	許可	土木工事業について特定建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所が北九州市内にあること。
	実績	平成29年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（軽微な工事（注3）を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りと認めたものを含む。）又は契約の実績があること。
	手持工事等	（1） 競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、本市が令和3年度又は令和4年度に発注した予定価格（注4）6,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（推進工事、管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）を単体又は共同企業体の構成員として施工中でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 北九州市技術監理局契約部が優良業者認定基準に基づき認定した土木工事の優良業者であるとき。 イ 工事の施工の一時中止（注5）に係る通知を受けている場合において、当該工事中止期間中であるとき。 ウ 当該施工中の工事について、賃金又は物価等の変動に基づく契約金額の変更（注6）を協議（注7）するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。 （2） 本市が発注した予定価格6,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（推進工事、管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）で令和4年12月5日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。
	技術者	この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。）にある者に限る。）を専任で配置することができること。
	その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
	3 契約条項を示す場所及び期間	場所 北九州市小倉北区内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課 期間 この公告の日から本件開札日まで（注8）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	（1） この公告の日から令和4年12月12日まで（注8）の毎日午前9時から午後4時30分まで （2） 令和4年12月13日 午前9時から正午まで	
5 入札書の受付期間	（1） 令和5年1月12日及び同月13日 午前9時から午後7時まで （2） 令和5年1月16日 午前9時から午後4時30分まで	
6 開札の場所及び日時	場所 北九州市小倉北区内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課 日時 令和5年1月17日 午前9時	
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設ける。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
8 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 （1） この公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札 （2） 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 （3） 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 （4） 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札	
	（1） この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 （2） 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登	

9 その他	録を完了していない者は、この入札に参加することができない。 (3) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。
<p>注1 北九州市上下水道局建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成6年北九州市水道局管理規程第8号）第2条において準用する北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。</p> <p>注2 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。</p> <p>注3 北九州市工事執行規則（昭和49年北九州市規則第77号）第18条の規定による軽微な工事をいう。</p> <p>注4 合併入札を行った工事については、合併入札時の予定価格をいう。</p> <p>注5 北九州市工事請負契約約款第20条（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第20条）に規定する工事の施工の一時中止をいう。</p> <p>注6 北九州市工事請負契約約款第26条第5項及び第6項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第26条第5項及び第6項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第5項及び第6項）に規定する契約金額の変更をいう。</p> <p>注7 北九州市工事請負契約約款第26条第7項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第26条第7項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第7項）に規定する協議をいう。</p> <p>注8 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。</p>	